

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア、有形リース資産
一定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、宮城県民間社会福祉振興会に対する掛金累計額を計上している。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与に備えるため、次年度支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、宮城県民間社会福祉振興会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人では、すべての事業が社会福祉事業のみにつき作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業、収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、公益事業、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

法人本部拠点区分

まどか拠点区分

- ア 就労移行支援サービス区分
- イ 就労継続支援B型サービス区分
- ウ 生活介護サービス区分

相談支援事業所まどか拠点区分

- ア 特定相談支援サービス区分
- イ 障害児相談支援サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	147,018,284	0	7,136,512	139,881,772
建物附属設備	45,094,228	0	3,737,002	41,357,226
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	195,112,512	0	10,873,514	184,238,998

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

財務諸表に対する注記(法人全体用)

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	: 仙台市太白区袋原四丁目37-1	139,881,772円
建物附属設備(基本財産)	: 仙台市太白区袋原四丁目37-1	41,357,226円
計		181,238,998円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	3,500,000円
計	3,500,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	167,195,330	27,313,558	139,881,772
建物附属設備	55,807,500	14,450,274	41,357,226
小計	223,002,830	41,763,832	181,238,998
その他の固定資産			
建物	5,839,850	326,133	5,513,717
構築物	12,706,050	4,086,768	8,619,282
車両運搬具	12,784,443	12,244,899	539,544
器具及び備品	33,258,285	20,915,262	12,343,023
小計	64,588,628	37,573,062	27,015,566
合計	287,591,458	79,336,894	208,254,564

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
売掛金	276,946	0	276,946
事業未収金	18,216,966	0	18,216,966
合計	18,493,912	0	18,493,912

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする

するために必要な事項

該当なし。